

27水管第1125号  
平成27年8月25日

水産政策審議会  
会 長 馬場 治 殿

農林水産大臣 林 芳正

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本  
計画の検討等について（諮問第256号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の  
規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成26年11月26  
日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同  
条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた  
場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第  
9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改正案	現 行																																																																
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p style="text-align: right;">平成26年11月26日公表 平成27年2月20日一部改正 平成27年5月26日一部改正 <u>平成27年8月 日一部改正</u></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>さんま</td><td>平成27年7月～平成28年6月</td><td>264,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>すけとうだら</td><td>平成27年4月～平成28年3月</td><td>257,400</td></tr> <tr><td>3</td><td>まあじ</td><td>平成27年1月～12月</td><td style="color: red;">242,700</td></tr> <tr><td>4</td><td>まいわし</td><td>平成27年1月～12月</td><td style="color: red;">435,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>まさば及びごまさば</td><td>平成27年7月～平成28年6月</td><td>905,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>するめいか</td><td>平成27年4月～平成28年3月</td><td>425,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>ずわいがに</td><td>平成27年7月～平成28年6月</td><td>4,723.1</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。</p> <p>(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類</p>		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1	さんま	平成27年7月～平成28年6月	264,000	2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	257,400	3	まあじ	平成27年1月～12月	242,700	4	まいわし	平成27年1月～12月	435,000	5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	905,000	6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	425,000	7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月	4,723.1	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p style="text-align: right;">平成26年11月26日公表 平成27年2月20日一部改正 平成27年5月26日一部改正</p> <p>第1・第2 (略) 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針</p> <p>第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>さんま</td><td>平成27年7月～平成28年6月</td><td>264,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>すけとうだら</td><td>平成27年4月～平成28年3月</td><td>257,400</td></tr> <tr><td>3</td><td>まあじ</td><td>平成27年1月～12月</td><td style="color: red;">212,400</td></tr> <tr><td>4</td><td>まいわし</td><td>平成27年1月～12月</td><td style="color: red;">424,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>まさば及びごまさば</td><td>平成27年7月～平成28年6月</td><td>905,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>するめいか</td><td>平成27年4月～平成28年3月</td><td>425,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>ずわいがに</td><td>平成27年7月～平成28年6月</td><td>4,723.1</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。</p> <p>(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類</p>		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1	さんま	平成27年7月～平成28年6月	264,000	2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	257,400	3	まあじ	平成27年1月～12月	212,400	4	まいわし	平成27年1月～12月	424,000	5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	905,000	6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	425,000	7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月	4,723.1
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																																														
1	さんま	平成27年7月～平成28年6月	264,000																																																														
2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	257,400																																																														
3	まあじ	平成27年1月～12月	242,700																																																														
4	まいわし	平成27年1月～12月	435,000																																																														
5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	905,000																																																														
6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	425,000																																																														
7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月	4,723.1																																																														
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																																														
1	さんま	平成27年7月～平成28年6月	264,000																																																														
2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	257,400																																																														
3	まあじ	平成27年1月～12月	212,400																																																														
4	まいわし	平成27年1月～12月	424,000																																																														
5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	905,000																																																														
6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	425,000																																																														
7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月	4,723.1																																																														

及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（5に該当する場合を除く）。

この場合において、管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が、1及び2に基づいて設定した次表に掲げる数量（以下「漁獲可能量の基礎とする数量」という。）以内になるようにすることを目安とする。

（単位：トン）

第1種特定海洋生物資源	漁獲可能量の基礎とする数量
まいわし	424,000

5・6 （略）

#### 第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 （略）

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	161,200
3	まあじ	大中型まき網漁業	99,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	223,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	513,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	55,500
		大中型まき網漁業	17,000
		いか釣り漁業	68,800
		小型するめいか釣り漁業	93,900

及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（5に該当する場合を除く）。

5・6 （略）

#### 第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 （略）

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	161,200
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	223,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	513,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	55,500
		大中型まき網漁業	17,000
		いか釣り漁業	68,800
		小型するめいか釣り漁業	93,900

7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,031
<p>(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。</p> <p>(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の4の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。</p>			
第5 (略)			
第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項			
1 (略)			
2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。			
<p>数量を明示していない都道府県は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成21年～23年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。</p> <p>「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。</p>			
(1)～(2) (略)			
(3) まあじ			
(単位：トン)			

7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,031
<p>(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。</p> <p>(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の4の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。</p>			
第5 (略)			
第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項			
1 (略)			
2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。			
<p>数量を明示していない都道府県は、過去(平成23年～25年(するめいかについては平成21年～23年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。</p> <p>「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。</p>			
(1)～(2) (略)			
(3) まあじ			
(単位：トン)			

都道府県名	数 量
三重県	6,000
島根県	<u>46,000</u>
山口県	5,000
愛媛県	6,000
長崎県	<u>30,000</u>
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数 量
千葉県	<u>18,000</u>
石川県	<u>21,000</u>
三重県	28,000
島根県	57,000
長崎県	<u>9,000</u>

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(5)～(7) (略)

第7～第12 (略)

都道府県名	数 量
三重県	6,000
島根県	<u>40,000</u>
山口県	5,000
愛媛県	6,000
長崎県	<u>26,000</u>
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数 量
千葉県	<u>12,000</u>
石川県	<u>18,000</u>
三重県	28,000
島根県	57,000
長崎県	<u>7,000</u>

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(5)～(7) (略)

第7～第12 (略)